

法華宗の寺内町について

——尼崎本興寺寺内町の再検討——

小西徹龍

—
我国中世の戦国時代と呼ばれる時代に、人々の生活する区域として「寺内町」と呼ばれる都市域の存在していたことが知られている。

これまで寺内町は浄土真宗の寺院を中心として構成され、周囲を堀や土居で囲まれた自治都市であるとされてきた。しかし最近では浄土真宗以外の寺内町として法華宗の寺内町のあることが指摘され、一般史学の面でも公認されている。この法華宗の寺内町とは、尼崎市法華宗大本山本興寺に所属していた寺内町と、同じく尼崎市にある日蓮宗長遠寺の寺内町の二箇所である。⁽¹⁾

本興寺寺内町については既に先学の研究があり、その成立や内容についても報告されているが、それは宗門外の史学者の研究であるため、本稿では法華宗と関連した宗門内の研究者の立場で、本興寺寺内町について改めて検討を加えてみたいと考えた次第である。⁽³⁾

さて脇田修氏の研究をもとに本興寺寺内町について見ると、本願寺の『證如上人日記』天文二十一年（一五五二）二月六日条に、

尼崎内大物惣道場事、先年新儀之條雖破却、尼崎日蓮衆爲本興寺、彼尼崎惣社之地構寺内、家数立之、可令福貴造意既相調、令歛初。安宅於令渡海、彼日蓮共可取立之段、必然之由候間、自然日蓮黨取立候者手始成候間、此方道場事可取建之趣、以中務、了誓大物長衆申聞之。

とあることを以て、天文二十一年に本興寺寺内町の建設が始まったとされる。そしてこの建設には当時の有力武将であった三好長慶の一派が日蓮系の信者を取り立てるために応援しており、当時既に存在していたと思われる本興寺門前町に加えて寺内町の建設に乗り出し、弘治二年（一五五六）には寺内町として確立しているのである。

そして建設については、本興寺が三好長慶に多額の金銭を贈ったことが推測されることと、寺内町の土地を取得するために尼崎惣中に銭三万疋（三百貫文）が支払われており、周囲を土居や堀で囲まれた地域であったこと、さらに寺内町に認められた特権の内容が紹介され、この寺内町が建設された目的は、当時の尼崎地域において尼崎惣とは別に、寺内町に居住する人々が都市特権を得て繁栄を目ざすためであったとされる。

この脇田氏の研究の成果を追認することになるが、本興寺所蔵の同時期の文書の検討から始めたい。

現在本興寺には、天文・弘治・永祿・元龜・天正期のものとされる文書が約五十通伝来している。その大半は尼崎を戦場とした武将の禁制であるが、ほかに武将の書簡、寄進状などが含まれている。その文書の宛所の中、本興

寺域以外の地域も含めたものを次に揚げると、

- | | | |
|-----------|---------|--------------|
| 天文一八・三 | 三好政長禁制 | 本興寺并西門前 |
| 天文一八・四・二〇 | 進藤貞治禁制 | 本興寺并門前 |
| 天文一八・四・二 | 塩川国満禁制 | 本興寺并西門前 |
| 天文一八・四・二 | 細川晴元禁制 | 本興寺并門前 |
| 天文二八・四・六 | 伊丹親興禁制 | 本興寺并門前 |
| 弘治二・三 | 三好長慶禁制 | 本興寺門前寺内貴布祢屋敷 |
| 弘治二・八 | 三好政生禁制 | 本興寺並西門前 |
| 永祿一・六 | 三好実休禁制 | 本興寺並門前 |
| 永祿一・七・一 | 安宅冬康禁制 | 本興寺并門前 |
| 永祿五・三・二三 | 足利義輝禁制 | 本興寺并西門前 |
| 永祿六・五・八 | 某 禁制 | 本興寺并西門前 |
| 永祿六・五・一三 | 足利義輝禁制 | 本興寺并門前貴布祢屋敷 |
| 永祿八・一〇・一五 | 池田勝正禁制 | 本興寺并西門前 |
| 元龜一・一〇・一〇 | 篠原実長等禁制 | 本興寺西門前寺内 |
| 元龜一・一〇・一〇 | 某 禁制 | 本興寺門前寺内貴布祢屋敷 |
| 天正二・三・吉日 | 荒木村重禁制 | 本興寺門前貴布祢屋敷 |
| 年未詳 八・二九 | 羽柴秀吉書状 | 本興寺并宮門前 |

などである。

禁制とは、その文書の発給者が宛所に対して表記された条々について保護を約束したものであり、従ってその宛所は実体のあるものでなければならぬ。

前の文書の宛所を見ると、「本興寺并門前」「本興寺并西門前」と書かれたものが多くみられる。これは「本興寺ならびに」とあるところから、本興寺境内への保護と共に、その「門前」すなわち「門前町」に対する保護を約束したものと考えられ、これらの禁制などが発給された天文十八年（一五四九）から天正二年（一五七四）の間に本興寺の「門前町」が存在したことが知られるのである。ただ「門前」と「西門前」とあることが、門前町の位置を意味するものであるか否かについては今のところ不明である。

門前町は、社寺の門前に発達した都市をいうが、特定の権利を得ていたかどうかは不明である。しかし本興寺の場合、前掲禁制類に「門前」とあることは各発給者が本興寺に認めた特権を門前町にも認めたものであり、門前町の中に尼崎の有力者や本興寺信者の有力者が居た可能性も考えられるのではないだろうか。

以上十七通の禁制類の発給された年時について見ると、天文十八年（一五四九）中の文書が五通あり、それも三月一通、四月二日付三通、四月六日付一通と集中的に出されている。これは当時の戦乱状態の中で本興寺が武将との交渉によって寺域の損害を逃れる手段を構じたことを想像させるものであるが、さらに弘治二年（一五五六）に二通、永祿元年（一五五八）に二通、同五年（一五六二）に三通、同八年（一五六五）は一通、そして元龜元年（一五七〇）に二通というようにここでも短い期間の間に複数の武将から発給されていることが知られる。

当時の尼崎地方の歴史をふり返ってみると何度かの戦闘が行われており、尼崎全域が戦火によって焼失したとの記録も見える。⁽⁷⁾しかし現在の本興寺に残る開山堂は永祿元年（一五五八）創建以来の姿を残しており、このことか⁽⁸⁾

ら本興寺は戦国時代において焼失していないと考えられ、多くの武将から禁制を得た効果はあったと思われる。ただ本興寺現存の戦国期の文書は、天文十八年の禁制が初めてであり、宛所に見えた「門前」すなわち門前町が天文十八年以前から存在していたか否かは現在のところ不明である。

三

さて本興寺寺内町は『證如上人日記』によって天文二十一年（一五五二）に建設に着手したと考えられているが、本興寺文書中にある「寺内」の語を抽出してみると、

- (1) 弘治二・三・三 『三好長慶屋敷寄進状』中に、「為門前寺内」
 - (2) 弘治二・三 『三好長慶禁制』宛所に「門前寺内貴布祢屋敷」
 - (3) 元龜一・一〇・一〇 『篠原実長等禁制』宛所に「西門前寺内」
 - (4) 元龜一・一〇・一〇 『某禁制』宛所に「門前寺内貴布祢屋敷」
 - (5) 元龜一・一一・一五 『木下藤吉郎秀吉書状案』中に、「尼崎本興寺寺内之儀」
- などである。そして禁制類ではないが、元龜二年（一五七二）十一月二十二日付『本興寺門前百姓等起請文』の文中に「寺内物忽」の語が記されている。

このような複数の文書中に「寺内」の語が見えることから、前記の本興寺門前町とは別に本興寺寺内町と称される住居地域が存在したことは、少なくとも元龜二年頃までの二十年間は認められるものと考えられる。

それではこの寺内町はどのようにして建設されたのであろうか、既に脇田氏は本興寺文書を史料として次のよう

に推測されている。

まず寺内町の土地確保のために弘治二年三月三日付『三好長慶寄進状』によって本興寺に貴布祢屋敷が寄進されたが、この屋敷地は尼崎惣社としての貴布祢神社の所屬地であった。当然三好長慶に対して本興寺側から金銭が支払われたと思われるが、その内容は不明である。ついで同年四月三日付『尼崎年寄衆連署契状』では、本興寺は尼崎惣中に錢三万疋（三百貫文）を支払い、貴布祢宮屋敷ならびに中間田畠などを獲得している。そしてその四至についても記されているのである。⁹⁾

さらに脇田氏は、本興寺寺内町建設の歴史的意義として、浄土真宗系の寺内町が多い中で、珍しい日蓮系の寺内町が成立出来たのは、戦国争乱の中にあつて日蓮宗徒が商工業の安全な根拠地を求めて建設の主体となつたであろうこと、また日蓮宗徒の助力を得ようとする三好方の意向が働いていたことを指摘しておられる。

次に寺内町に与えられた禁制から各武将が認めた寺内町の特権について考えてみる。これも脇田氏の考察があるが、寺内町宛の禁制の項目を列記してみると次掲のようである。

①『三好長慶禁制』本興寺門前寺内貴布祢屋敷宛（弘治二年三月）

- 一 当手軍勢甲乙人乱入狼藉事
- 一 剪採竹木事 付陣取并殺生事
- 一 相懸箭錢・兵糧米・諸課役事
- 一 徳政・同国質・所質請取沙汰事 付対寺家不及案内催促事
- 一 当津衆家立事

②『幕府奉行人連署禁制』本興寺并門前貴布祢屋敷宛（永祿六年五月十三日）

一 軍勢甲乙人乱入狼藉事

一 剪採竹木事 付陣取殺生事

一 相懸箭錢・兵糧米以下非分課役事

一 国質・所質・請取沙汰 对寺家催促事

一 不可撰敵御方事

③ 『篠原実長・長重連署禁制』 摂州尼崎本興寺西門前寺内宛（元龜元年十月十日）

一 当手軍勢甲乙人乱妨狼藉事

一 剪採竹木事 付殺生事

一 相懸矢錢・兵糧米事

一 国質所質事 付喧嘩事

一 陣取寄宿事

④ 『某禁制』 本興寺門前寺内貴布祢屋敷宛（元龜元年十月十日）

一 当手軍勢甲乙人等乱入狼藉事

一 剪採竹木事 付陣取并殺生事

一 相懸矢錢・兵糧米・諸課役事

一 徳政・同国質・所質請取沙汰事

一 对寺家不及案内催促事

⑤ 『荒木村重禁制』 本興寺門前貴布祢屋敷宛（天正二年三月吉日）

一 当手軍勢甲乙人乱入狼藉事

一 剪採竹木事

一 相懸矢錢・兵糧米・諸課役事

一 徳政・同国質・所質・請取沙汰事

一 陣取放火事

この五通の禁制を比較すると、各禁制とも五ヶ条から成っており、第一条は、軍勢が乱入したり狼籍を働かない事。第二条は、宛所の竹木を切り取ったり、土地を陣地に収用したり、殺生を行わない事。第三条は、軍資金の名目で臨時に課する米錢やあらゆる役負担を免除する事。第四条は、徳政令の適用免除と負債に対して同国同郷人の連帯責任の免除、さらに領主である本興寺に無断で年貢、課役などの催促使を入れない事などの条項である。

そして第五条になると①では「当津衆家立事」とあつて、尼崎城内の住民が寺内町の中に移住して生活することを禁止している。しかしその反面②では「不可撰敵御方事」とあつて、寺内町には敵味方を選ばず自由な出入が認められていたことが知られる。

文書の文面からすれば、本興寺の門前町や寺内町には前記のような権利が認められ、そこに居住する住民は、その権利のもとに自由な経済活動が保障されていたのである。従つて当時の尼崎には、尼崎惣の他、本興寺門前町、同寺内町といった複数の居住区域が併存していたことが知られるのである。

これまで本興寺寺内町について概観してきたが、もっと具体的な姿を知ることが出来ないであろうか。

実は前掲文書の中、元龜二年『本興寺門前百姓起請文』の中に「寺内」の語の見えることについては既に触れた。同文書の内容は、居住地域を東西南北の四区画に分けて、各区画の住民の氏名（いわゆる戸主と思われる者）を列記し、花押や略押を記して本興寺に忠節を誓った起請文である。

この連判の趣旨を知るために冒頭の東区域の記事を掲げると、

東口 就_三寺内物忽之儀、各加_三連署判形_二之上者、少茂不_レ可_レ存_三疎略_一、別而抽_三忠節_一、御奉公可_レ申候、於_二此旨相背_一者、日本国中大小神祇蒙_二御罰_一、背_二人々己々宗旨_一、可_レ墮_三無間_三惡道_一、其上向後国守_二被_二仰付_一、絶_二子々孫々_一、可_レ預_三御成敗_一者也、仍起請文如_レ件

とある。

これは寺内町の中も騒がしくなってきたので、各自連署し判形を加えた上は、本興寺に対して少しも疎略の心無く忠節の心で奉公に勤め、若しこの意趣に背いた時は、日本国中の大小の神々の罰を蒙り、人々は各人が信仰する宗旨にも背くことになって無間地獄に墮ることになる。その上、その後は国守に申し上げて子々孫々に至るまで罪を問われることになる。以上のことを誓約するために起請文を提出するとの意である。

この史料中の「寺内」は、単に寺院の内の意味ではなく、いわゆる寺内町を指すと思われるので、文書名は、『本興寺寺内（町）百姓起請文』と称すべきであり、この文書を検討することから元龜二年の寺内町の状況を推測することが可能となる。

まず寺内町全体の住民を整理すると表Iのようになる。

起請文であるから本来は各自が自筆署名の上、判形を加えるべきものであるが、実際には全四区画の中の一區

表 I

東口 与七番屋	あぶらや 道圓 彦兵衛 七郎衛門 大郎右衛門尉 与二郎 七郎二郎 寿清 宗清 道烏 与三左衛門尉 こんや 新六 紹規 なにはや 善五郎 法華助 小浜や 三郎左衛門 柳や 弥太郎 新六郎 四郎兵衛	西口 与四郎番屋	なには 孫四郎 二郎兵衛尉 宮坊主 紺屋彦三郎 弥二郎 四郎次郎 かち 小大郎 なた屋 さとう殿 源四郎 又六 水堂 五郎右衛門尉 五郎右衛門尉 石浦宗占 四郎右衛門尉 別所 孫三郎 助三郎 善衛門尉	南口 助左衛門尉口	芝与三 隆圓 伊勢屋 四郎左衛門尉 新大夫 又四郎 彦二郎 新二郎 与三郎 宗温 木屋与次郎 助大郎 源右衛門尉 弥三郎 弥三 筆や 善左衛門 藤二郎 彦次郎 弥十郎 源四郎 助四郎 源二郎	北口 川口新五郎番屋	与二郎 彦三郎やどかり 新四郎 新二郎 弥兵衛 弥五郎 筆屋 惣左衛門尉 又二郎 惣二郎 掃部 与大郎 新左衛門 二郎三郎 与二郎 彦五郎 かみきりや 木こり 彦五郎 善五郎 新大郎 源五郎
---------	---	----------	---	-----------	---	------------	--

※は「逆修講本尊」中の人名と同名の者

二郎兵衛 新四郎 二郎五郎 助衛門尉 彦衛門尉 与介抱衆 神四郎 きぬ屋 太五郎 蓮隆 ※	宗佐 五郎二郎 三郎衛門尉 新兵衛 新九郎 又大郎 又六 助衛門尉 孫五郎 弥左衛門尉 源三郎	樽や 道妙 ※ 十大夫 源左衛門尉 源三郎※道清 か、へ衆 宗清 ※ 浄林 善左衛門 五郎左衛門 新左衛門 木工 大工 ひの口や 新左衛門	しんてん 大郎左衛門 惣二郎 木引 五郎兵へ 与三五郎 瓦や 小二郎 宗哲
---	---	---	---

画ごとでは同一人の筆跡であり、一区画ごとに一人の筆者が起請文の文と区画内の居住者全員の署名まで筆記しているのである。

そして花押あるいは略押などは、各自が記したものと思われるが、中には無花押、無印の者もあり、署名の筆跡の違いから各区画内の人数を確定しようとする方法は取れず、人数について正確な計算の出来ぬ余地がある。

文書に「東口 与七番屋、西口 与四郎番屋、南口 助左衛門尉口、北口 川口新五郎番屋」とあることから、寺内町には東西南北の四箇所のあることが知られ、東・西・北の三口には番屋が置かれ、南口のみ番屋の表記がなく、「助左衛門尉口」となっていることから、区域の周囲を土居や堀を設けて囲まれた地域で南口が正門に当たったものと考えたい。そのためか南の文中に「会所」の語が見える。会所については不明であるが、人々が会合する所であろうか。

名区画の人数は、東二十八名、西三十一名、南三十一名、北二十七名の名が数えられ、これらが戸主であるとすると百十七軒の家屋があったと推測される。

次に職業的な肩書に注目してみると、東に油屋、樽屋、紺屋、柳屋、絹屋、西に鍛冶、はた（機織）屋、みの（箕・美濃）、樽屋、紺屋、南に、番匠、筆屋、竹屋、樽屋、木屋、大工、北に筆屋、髪切屋、木こり、紺屋、木引、瓦屋などの職名が見える。

この中、樽屋、柳屋は酒造関係の職であり、番匠、大工、瓦屋は建設関係、木こり、木屋、木引は材木関係、紺屋、絹屋、機屋は繊維関係、油屋、竹屋、筆屋、髪切屋、箕屋は日常生活に必要な品を扱い、それ以外に鍛冶屋が居て、多方面の職種の人々が生活していたことが知られる。また、難波屋、小浜屋、灘屋、水堂、別所、美濃、伊勢屋、丹波、新田など地名と思われる肩書を持つ居住者も居た。

このように寺内町を構成した人々は、商業や生産業に従事した職種が多かったと考えられるが、中には信仰を持ち得度した者も居るようである。名前のみからは不正確ではあるうが、得度していると思われる人物を挙げると、東の隆承、道圓、寿清、宗清、道鳥、紹規、蓮隆、西の宮坊主、宗佐、南の隆圓、宗温、道妙、道清、宗清、浄林、北の宗哲の十六名となる。

ところで本興寺寺内町の住民は、本興寺に忠節を誓って起請文を書いたが、彼等は本興寺の信者であったのだろうか。起請文中の記事に「背人々己々宗旨」とあることから、法華宗以外の信者も居たと考えられる。

起請文の書かれた元龜二年頃の本興寺貫首は第十三世日堯上人であるが、同上人が三年前の永祿十一年（一五六八）秋時正中日に著わした「逆修講本尊」が本興寺に伝来している。

逆修とは、生前中にあらかじめ法号を授与されることで、当時そのような逆修法号を授与された信者のお講が

表II

※は「百姓起請文」中の人名と同名の者

日慈	日住	日仰	日貴	日壽	逆	日我	日通	日賀	日周	日勝	日運
日理					修						
隆正					講						
妙善					一						
宗春					結	宗印	隆閑	浄隆	宗逕	宗有	宗悦
浄本					衆	宗圓	行圓	※宗清	宗喜	浄俊	※浄林
宗祐						※隆圓	道信	浄水	妙蓮	道隆	※道清
法祐						道圓	道信	浄水	妙蓮	道隆	道林
宗祐						隆金	正久	宗俊	宗圓	道孫	能通
浄慶											
宗善											
浄教											
※道妙											
妙道											
※蓮隆											
道源											
道泉											
宗信											
妙本											
妙隆											
妙亀											
妙林											
宗祐											
道隆											
浄圓											
宗隆											

あったことが知られる。今その「講本尊」に記された名を列記すると表IIのようになる。そこで寺内町居住者中の得度者と思われる人名と試みに比較してみると、宗清、浄林、隆圓、道清、道妙、蓮隆の六名が一致した。しかしこれも近い年時の資料を単に比較しただけのことで問題は残るが、得度している者は、本興寺の信者であった可能性は高いのではなからうか。

以上検討してきた以外に、(1)東の「神四郎与介抱衆」(2)西の「小大郎たつミ屋借家」(孫三郎 孫四郎借家) (3)南の「源三郎 道清か、へ衆」(4)北の「助二郎 彦三郎やどかり」の記事に注目される。

まず(1)と(3)には「抱衆^{かかえしやう}」という語が見える。これは、神四郎は与介に、源三郎は道清にかかえられている。すなわちどのような立場かは不明であるが、前者が後者に養われている状態を指すと考えている。

また(2)は、小大郎はたつミ屋の借家に、孫三郎は孫四郎の借家に住んでいる意であり、(4)は、助二郎は彦三郎の家を借りていることで、自己の家屋を持たず他人の家を借りて住んでいることが知られる。⁽¹⁾

さて何の肩書もない人々については、どのような職業に従事していたかは不明であるが、『尼崎市史』によれば、¹²⁾ 尼崎は港町であったために海運を利用した商行為がさかんであり、商人が商った品物は、食料、衣料、加工品、雑具など多方面にわたり、米、麦、そば、塩、油、紙、木材、荒布などの名が史料に見える。また紺屋が多く、染物商人も多かったようであり、海産物をあつかう魚商や木材を交易する木材商とそれに伴い、番匠（工人）もかなり居たとされる。勿論農業に従事する人々も居たであろうが、寺内町の特権を享受出来るのは商業に従事する人々ではなかったかと考えている。

また西に「宮坊主」とあるが、この「宮」が貴布祢神社か、他の宮を指すのか不明であるが、神社の管理をする僧が寺内町に居たことが推測される材料となる。

これまでの検討から、本興寺寺内町には約百二十軒、一軒あたり四人家族と仮定すると四百八十人の人口を持ち、間口一間半の家として一区画三十軒で一辺三十一・五間の広さが必要であり、¹³⁾ 全くの推測であるが、約一千坪の用地が必要とされたのではなからうか。

寺内町建設に際して尼崎惣から寄進された土地の中に、東西二十二間二尺、南北二十間、四百四十四坪の尼崎惣の土地を含んでいたことが知られるので、前記の推測に近い土地を確保していたのではないだろうか。

五

本興寺は、日隆聖人によって開かれた寺院で、聖人の入滅後は法華宗の教学を教え、僧侶を育成する学問所として活動したが、戦国時代には戦国武将と交渉出来る程の財力を貯えた大寺院となった。このような力は歴代の貫首

をはじめ本興寺を支えた末寺と信者によって生じたものであろう。そしてそれには、従来から知られている本興寺が京都本能寺と共に瀬戸内海の海運に関わる要衝に末寺を設け、情報収集と物資の調達に大きな力を持っていたことが、原因の一つであると考えている。

本興寺文書を見ると、前述のような戦国時代の一連の文書の他は、殆んどが近世文書である。従って本興寺の約六百年の歴史の中でも、戦国時代は本興寺が外に向って一番力を発揮した時代ではなかったかと考えられる。

天文五年（一五三六）の天文法華の乱の後、日蓮門下諸山は京都から追われ、法華宗も大打撃を受けたが、天文十一年（一五四三）に帰洛が許され復興が始った。

天文十一年（一五四三）日諦上人が第十一世貫首として晋山、在任中度々禁中で法華経の講義を行い、弘治三年（一五五七）二月二十五日に後奈良天皇より日隆聖人に贈上人号、本興寺に勅願寺、日諦上人に碩学多才の綸旨を授けられた。永祿八年（一五六五）に退山し、日堯上人が第十三世貫首として晋山している。

尚日諦上人と同時期に京都本能寺の第十二世貫首として伏見宮日承上人が晋山している。

このように、本興寺・本能寺ともに秀れた貫首を戴き、有力な末寺と信者が居たからこそ、戦国時代の混乱期を乗り越えられたと思う次第である。

本稿は、本興寺寺内町について少しでも実態を知ろうとして諸史料に検討を加えたが、不明の点が多い。これは本興寺の歴史の中で寺内町の存在を知ることもなく、評価することもなかったため、歴史の流れの中に埋没したものと考えられる。

今後は現存の文書群を総合的に研究する中から、少しでも関連事項を見つけることで、更に研究して行きたいと考えている。

- (1) 「寺内町」について、『國史大辞典』 第七卷（昭和六十一年 吉川弘文館）参照。又『週刊朝日百科 日本の歴史26 一向一揆と石山合戦』（昭和六十一年 朝日新聞社）一二二頁に、日蓮宗の寺内町として本興寺と長遠寺の寺内町が紹介されている。
- (2) 脇田修氏「尼崎地域と寺内町」（『地域史研究』七一一 昭和五十二年）
- (3) 『法華宗宗門史』（宗門史編纂委員会編 昭和六十三年 法華宗宗務院）には、寺内町についての記述は見られない。
- (4) 『石山本願寺日記』 上巻 六四九頁。（昭和五年 大阪府立図書館長今井貫一君 在職二十五年記念会発行）
- (5) 『大本山本興寺 寺宝目録』（平成三年 大本山本興寺）参照。尚、本稿で史料として用いている本興寺蔵の禁制については、太田晴道氏「本能寺・本興寺文書の禁制について」（『興隆学林紀要 第二号』昭和六十三年）において考証が加えられているが、本稿では文書の呼称については『寺宝目録』に従った。
- (6) 「門前町」について、『國史大辞典』 第十三卷（平成四年 吉川弘文館）参照。
- (7) 『尼崎市史』 第一卷（昭和四十一年 尼崎市役所）六二〇頁以下参照。
- (8) 註(7)引用書 六六九頁参照。
- (9) 『尼崎年寄衆連署契状』の内容は、次のようである。
 尼崎惣中就「借錢已下」、万迷惑之儀、無心申候処、代物参万疋、預御合力候、為「其返報」、貴布祢之宮屋敷

并中間田島等、永代為_二御知行_一進置処、実正明白也、但社内者、東ヨリ西江式拾貳間二尺、南ヨリ北へ式拾間、此分者往古不_二相替_一、永代尼崎之物也、四至之事、東者限_二土井_一、限_二南者法光寺岸宮之東之道ヨリ、東南者限_レ堀、西北者限_二土井_一申候也、仍後日状如_レ件

(10) 表作成に際して、文書では屋号や人名を別行に書いている場合もあるが、筆者の解釈で一行に表記した箇所がある。

(11) 自己の住居を持たず、借家に居住している人々の階層について、脇田修氏は、「寺内町の構造と展開」(『史林』四一—)で、かしや層に属する人々は、恐らく小作人・賃稼・奉公人として生計をたてていたものである。うとされ、経済的に低い階層と見ている。

(12) 註(7)引用書 六五六頁参照。

(13) 註(7)引用書 六六〇頁参照。

〈キーワード〉 本興寺 門前町 寺内町 中世の尼崎

付記

本稿は平成十五年法華宗教学研究会において口頭発表した「宗門史資料としての本興寺文書の検討」の内容を補足改題したものである。